

## 事例 8 樹木採取権による伐採・再造林の実施

(近畿中国森林管理局 岡山森林管理署)



- ・岡山県新見(にいみ)市 用郷山(ようごうやま)国有林
- ・(左) 樹木採取区での伐採の様子(令和4年6月)
- ・(右上) 移動式チップパーにより林地残材を処理している様子(令和5年6月)
- ・(右下) コンテナ苗による再造林の様子(令和5年3月)、新たに購入した「苗木運搬用ドローン」



岡山森林管理署管内に指定した「近畿中国 1 新見樹木採取区（区域面積：251ha）」では、令和4年6月から樹木採取権者である株式会社戸川木材が事業を開始しました。

ヒノキの生産が中心の同地域では、令和4年度に入ってから、特にヒノキの原木価格が大きく下落するなど素材生産を巡る状況が厳しい中でしたが、樹木採取権者である同社は、例年並みの約42,600m<sup>3</sup>の素材を生産した中において、樹木採取区での生産は約4,300m<sup>3</sup>と約1割を占め生産量の維持に寄与しました。

同社からは、樹木採取権により計画的に素材の生産が可能となるとともに、樹木採取権の申請時に川中・川下の事業者と締結した協定により販売見通しも立てやすくなったとの声が聞かれています。

また、同社はこれまで植栽の継続的な実績はありませんでしたが、伐採後の跡地では、林地残材の処理に移動式チップパーを活用して地拵えを効率的に行うとともに、新たに苗木運搬用のドローンを導入するなど、樹木採取権の設定を機に本格的に造林に取り組むこととしており、令和4年度中に約6haを植栽しました。